

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

久留米市は、人口約30万人、従業者数約13万人の筑後地域の中核都市であり、福岡県内でも有数の製造拠点である。製造品出荷額の内訳は、ゴム製品(18.1%)、輸送用機械(15.5%)、食料品(14.7%)、生産用機械(9.3%)等様々な業種が存在する、バランスの良い産業構造といえる。一方、従業者一人あたりの製造品出荷額は全国平均を下回っており、生産性の向上は地域の大きな課題の一つである。

また、生産年齢人口は、全国と同様に減少傾向にあり、2010年に19万人であった生産年齢人口は、2015年には18万人、2020年には17万人と減少し続けており、今後も減少する見込である。

このような中、今後、懸念される中小企業の人手不足等の厳しい事業環境を乗り越え、安定した事業基盤を構築し、将来に渡って地域の活力を維持するためには、地域経済と雇用を支える中小企業の生産性を向上させることが重要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、筑後地域の中核都市として更なる経済発展をしていくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中の先端設備等導入計画の認定件数を60件程度とする。

(3) 労働生産性に関する目標

久留米市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

久留米市の産業は、ゴム製品製造業、製造業、卸小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が久留米市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

久留米市の産業は、市内の広範囲に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種及び事業は、中小企業等による幅広い取り組みを促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、2年間（令和5年7月11日～令和7年7月10日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 計画認定の対象としない事業

① 公序良俗に反する事業

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者が計画する事業

③ 市長が計画の認定を不相当と認める事業

(3) その他

久留米市は、導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。先端設備等導入を実施しようとする中小企業者は、当該調査に協力するものとする。